

富士市まちづくり活動推進計画 地区説明会 質問・意見事項

計画全般

- ・地区説明から出た意見を踏まえて、今後計画をどのように修正するのか。
- ・町内会から市への要望事項については、どうなるのか。
- ・具体的に、なにをしたらよいか分からない。
- ・平成 23 年 11 月の議会報告以降、計画の説明が無かったが。
- ・計画に対する意見を文書で提出すれば、回答はもらえるのか。

第 2 章 計画策定の目的など

第 1 節 計画策定の目的

- ・この計画の真の目的は。
- ・各地区のメリットは何か。
- ・更なるまちづくりの活性化とは、どういうイメージか。
- ・なぜ今変えなければいけないのか。メリットは。

第 2 節 計画策定の位置づけ

- ・第五次総合計画に本計画の位置づけがない。

第 3 節 計画の策定体制

- ・行政内部で各課の調整は取れているのか。関係部署には話は通っているのか。
- ・地域の人声を反映させて計画策定をしたのか。
- ・なぜ、計画を策定する前に、地区の実情を把握するために、地区別説明会を開催しなかったのか。この計画は、地区の実情を反映していない。
- ・懇話会をもっとしっかりやって計画策定をしてほしい。
- ・計画を策定する前に、地区役員への説明が無い。行政からの押し付けではないか。
- ・福祉推進会、女性ネットワークなど、関係団体に公の会合で伝えたことはあるか。

第 5 章 基本計画

第 1 節 活動実施体制

活動実施体制全般

- ・力こぶといっても地域のどういう姿を目指しているのか分からない。地域の将来的な姿が見えない。
- ・行政が支援をするというが、何を支援するか分からない。
- ・全国の事例（成功例・失敗例）を示してほしい。
- ・2年間でやれというのは無理があるのではないか。
- ・2年間でまちづくり協議会を立ち上げるということなのか。
- ・2年間で組織を作る意味は何か。

- ・若い人がこの土地で頑張りたい、やってきてよかったと思うような組織作りをしていかなければいけない。
- ・モデル地区を作ることはできないか。
- ・あえて組織の一本化をする意図は何なのか。
- ・新しい組織を作るメリットは。
- ・まちづくり協議会は、市の業務の下請け組織か。
- ・全てが解体され、新しい組織にすることが市の規定路線か。
- ・26地区全てで同じ組織を作るつもりか。地区によって違いがあってもよいのか。
- ・まちづくり協議会は、今のまちづくり推進会議と全然変わらないのではないか。
- ・まちづくり協議会に移行すると、役員数は減るのか。
- ・役員が減り、参加する人が少なくなっても、活性化といえるのか。
- ・各地域での組織とソフトがどういう姿なのかが一番知りたい。作った体制がどういった活動をし、地域住民に還元するののかにつながると思うが、何か例示はあるのか。
- ・だれが中心となって取組むのか。
- ・どの程度の専門性、能力、知識・経験でやったらできるのか論議はされているのか。我々はボランティアでやっているのだから、能力を持っていない。
- ・ガチガチの組織を作って専門職でなければ務まらない。
- ・取組まなくてよいという選択肢はあるのか。
- ・各役員の役がダブって、仕事が増えるだけ。
- ・まちづくり協議会の役員は、どういう形で維持していくのか。
- ・あまりにも大きい組織を作るのはいかなものか。
- ・これだけの大きい組織をどのような役員構成で担っていくのか。
- ・新しい組織に移行するのは、必須的なものか。
- ・現行の組織の中でやっていったほうが、機能的・効果的ではないかと判断した場合は、やらなくてもよいのか。
- ・組織を分解することで、市にメリットがあるのか。

町内会の問題

- ・町内会を変えていこうということなのか。
- ・まちづくり協議会と町内会との関係は。
- ・総務企画部門と活動実行部門の両方に町内会長は参画するのか。

生涯学習推進会の問題

- ・生涯学習推進会はなくなるのか。
- ・まちづくり推進会議の下に、町内会長や生涯学習推進会をぶら下げるだけでよいのではないか。
- ・生涯学習推進会の会長も総務企画部門に入った場合、何の部長になるのか。体育部長や成人教育部長が企画に入った時に生涯学習推進会の会長はどのような立場になるのか。

か。

- ・ 体育祭、文化祭の費用は生涯学習推進会で出し、事業はまちづくり協議会で行うことができるのか。
- ・ まちづくり協議会の各部会は、生涯学習推進会の専門部とかなり重なっているが、生涯学習推進会はどうなるのか。活動のイメージがわからない。

地区福祉推進会の問題

- ・ 福祉部会として福祉案系の活動をしている団体を一つにまとめるのか。
- ・ 福祉推進会は、福祉部会に入るのか。何をするのか。
- ・ 協議会を作るとなると協議会の組織と福祉の組織の二つの組織ができることになる。これを一つにするのか。社会福祉協議会には話をしているのか。

地区団体全般の問題

- ・ 民生委員は国から活動費が支出されているので、一括化は無理。
- ・ 交番の所管エリア、消防団など、地区のエリアと一致しない地区団体活動もあるが。
- ・ 地域安全推進員など、市から委嘱をされていない団体も統合の対象となるのか。
- ・ 各地区団体の活動を同じ方向に向けといわれても無理。
- ・ 推進会議の下にぶら下がっている各部長はどうなるのか。
- ・ 違う組織の連携・調整をどのようにとるのか。
- ・ 各地区団体間で活動及び報酬などで差があるが、どうなるのか。
- ・ 各団体の予算は統合しないということによいか。
- ・ 上部団体がある縦組織のある団体との連携はどうなるのか。
- ・ 個々の団体が継続して活動していくならば、新しい組織を作る意味が無い。
- ・ 全ての団体を再編して改めて組織を作れば役員が一人で済みすっきりするのではないか。
- ・ すべての団体にとってただ仕事が増えるだけだ。
- ・ まちづくり協議会の中で、現状の各種地区団体がどうなるのか、分かりにくい。

部会制に関する問題

- ・ 活動実行部門がたくさんあるが、ほぼ常駐でないと無理。
- ・ 企画部門と実行部門で軋轢の生じることが予想できる。
- ・ 総務企画部門が企画したものを、活動実行部門に投げて人も動かない。
- ・ 企画と実行を分けることにより、活動が幅広くなってしまって難しくならないか。実行部門と総務企画部門との間で、乖離・ギャップが生じないか。
- ・ 部会の記述が漠然としている。
- ・ 役員会、理事会の構成をどうするのか。
- ・ 各部会にはどのような団体が参画するのか、例示がほしい。
- ・ 部会の構成は地区が自由に決められるのか。

- ・統合できる団体とできない団体を、ひとつの部会のメンバーとして扱ってよいのか。

まちづくり協議会会長に関する問題

- ・会長が何も知らないうちに部会が事業が勝手に動いていってしまうのは、良くないと思う。会長が、全権を把握しているだけでなく、ある程度、会長がトップをとって事業を進めることがベストであると思う。
- ・会長は相当力のある人でないと務まらない。会長の負担が大きい。常勤でなければできない。
- ・会長に対する報酬はどうするのか。
- ・まちづくり協議会では、どこが一番上になるのか。誰が会長になるのか。

会計に関する問題

- ・会計の事務量が膨大になる。
- ・会計等の選任はどうするのか。
- ・包括的な補助金が導入されると扱う金額が大きくなる。会計事務はまちづくりセンター職員が行ってほしい。

事務局に関する問題

- ・事務局は、行政にやってもらわないと難しい。
- ・事務局は将来的にNPOにしなければいけないのか。
- ・事務局員を雇うというが、いくらかかるのか。
- ・事務局はまちづくりセンターに押し付けるのか。
- ・まちづくりセンター職員を増員することはできないか。
- ・まちづくりセンターが中心になってリードしなければならない。

地区別行動計画に関する問題

- ・祭りはパワーを持っており、この力を行政にももっと活用すべき。まつりをどのように位置づけていくのか。
- ・地区役員が1～2年交代なので、将来的な目指すべき地区像を描けといわれても、検討できない。

包括的な補助金制度

- ・どの程度予算は確保できるのか。
- ・補助金は増えるのか、減るのか。
- ・予算要求、執行、配分に地区はどう取組むのか。
- ・行政の予算はどこに入るのか。
- ・地区イベントを行う際には、金はどこから出てくるのか。地区団体の資金を使えない場合は、どうするのか。

- ・補助金欲しさに新たな組織を作ることもありうるのではないか。
- ・補助金を減らしたいだけではないのか。
- ・声の大きい団体が、包括補助金を多く取ることにならないか。
- ・ボランティアの住民が予算の配分をするのは難しい。
- ・個々の地区団体にどのくらいの補助金がでているのか明示したほうが分かりやすい。
- ・補助金を一本化すると、行政の担当課はどこになるのか。
- ・地区の規模によって補助金をどうするのか示されていない。
- ・子ども会への補助金も包括補助金の中に含まれるのか。
- ・包括的補助金は導入しないほうがよい。
- ・組織が大きくなればお金もそれだけ必要。
- ・各町内会で集金している自主財源は、包括的な補助金が導入されるとどうなるのか。
- ・補助金の流用というが、声の大きい団体が多くの予算を獲得することにならないか。

地域コミュニティを推進する条例の制定

- ・条例制定をすると、がちがちになりやりづらい。

第2節 ひとづくり

人材育成・発掘

- ・人材育成して人材が出てこないとできないのではないか。
- ・役員のなり手がいない。
- ・若い人はなかなか探すのが大変。
- ・若い人をターゲットにして人材育成をしないといけない。
- ・計画で示している人材育成では、役員のなり手不足は解消できない。
- ・本当の人材育成は、リーダーシップを執れる人を育てることではないか。
- ・まちづくりの専門部で若い世代を育成して、身体で覚えてもらうのも一つの方法だ。
- ・啓蒙活動が必要。
- ・人材育成事業に人は集まるのか。
- ・人材育成事業を地区に落としてうまくいくのか。
- ・地区役員は任期が短いため、教育が追いつかない。
- ・年3回の人材育成では、人材不足という面で追いつかない。

市職員の参画推進

- ・市職員に牽引してもらわないと無理。
- ・市職員が地区団体活動に所属しているのに、出席しない。

第3節 活動の場・連携

- ・まちづくりセンターは活動時間に制約がある。センター以外に地区の部屋がほしい。
- ・まちづくりセンターに地区の仕事をする人を置いてほしい。

- ・行政、市職員は、これまでの何倍支援するのか。

その他

- ・町内会未加入者に対して、市は何も手立てをしていない。
- ・コンビニエンスストアで、広報の配布をするのはおかしい。

まちづくり活動推進計画地区説明会

Q & A

※計画全体についてのQ&Aと、計画の内容に沿ったQ&Aで構成されています

★計画全体についてのQ&A★

Q1：説明会で出たいろいろな意見を参考に、これから計画の内容を変更することはありますか？

A1：この計画が目指すのは、基本指針にあるように「社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」です。

これについては、変わることはありませんし、地区のみなさんと同じ認識を持っていきます。ただ、そこにたどり着くまでには、みなさんの声を聞きながら、取り入れるべきものについては取り入れ、よりよいまちづくり活動ができるための計画にしていきたいと考えています。

★第1章 計画策定の背景 について★

第1節 地域コミュニティを巡る動き

Q2：少子化や高齢化が進むことは、まちづくり活動にどのような影響がありますか？

A2：人口が減ることによって、町内会や地区の組織を今の状態で維持していくことが難しくなります。お年寄りの方が増えると、輪番制の地区では、お年寄りの方が活動を担い、その役割を続けることが大変になると思われます。また、子どもが減ると、子供会やPTA活動などの子どもを通じた地区住民のつながりが薄れることが考えられます。しかしその一方で、お年寄り世帯の見守り活動や、子育て支援など、地域の活動に期待される役割も増えていきます。

Q3：ライフスタイルが多様化すること（核家族化やマンションの増加など）によって、まちづくり活動はどのように変わりますか？

A3：アパート、マンションの建設が進み、富士市においても都市化が進んでいますが、隣近所との付き合いや地域の絆が薄れて、このままでは、町内会に加入する人が減ったり、まちづくり活動に参加する住民が減ってしまうことが考えられます。

Q4：富士市における「新しい公共」ってどういうものですか？それを進めるにはどうすればいいのでしょうか？

A4：「新しい公共」は、公共的な活動を県や市（行政）だけが担うのではなく、地域コミュニティをはじめとして、企業などの事業者や、NPOなどの市民活動団体など、それぞれが、それぞれの特性を活かしながら、公共的な活動を担っていくことです。

富士市においても、それぞれの担当部署で、それぞれの活動を促進する施策を進めています。地域コミュニティについても、この計画の中で、まちづくり活動の重要性を明確にし、再確認しています。

第2節 国の動き

Q5：旧富士川町との合併時には、どのようにまちづくり活動について調整がされましたか？合併してからは、富士川・松野地区（旧富士川町）におけるまちづくり活動の状況はうまく進んでいますか？

A5：富士川町と合併する時には、富士市の方式のコミュニティ活動を導入していただくことを十分に説明し、まちづくり推進会議や生涯学習推進会などを立ち上げていただきました。現在では、文化祭、体育祭、ウォーキングなど、まちづくり活動がうまく進んでいると聞いています。これから、さらに充実したまちづくり活動を進めるため、この計画の趣旨について、ご理解いただきたいと考えています。

第3節 東日本大震災―「絆」―

Q6：東日本大震災と静岡県東部地震のあと、富士市のまちづくり活動に対する意識はどう変わりましたか？それは、今回の計画にどう反映されていますか？

A6：以前から富士市では、東海地震に備えるために、ほとんどすべての町内会で自主防災会が組織されているなど、とても高い防災意識を持っています。しかし、これらの震災をきっかけに、さらに防災意識が高まり、地域の絆や、地域コミュニティの大切さが再認識されています。この計画の中でも、新しいまちづくり組織の中に、防災部会を立ち上げることを提示していますが、これからのまちづくり活動の中でも、とても重要な分野だと考えています。

★第2章 計画策定の目的など について★

第1節 計画策定の目的

Q7：この計画を策定した目的やきっかけが、よく分かりません。なぜ、今、地区のまちづくり組織について、見直す必要があるのでしょうか？また、見直すことで、どんなメリットがありますか？

A7：富士市のまちづくり活動は、各地区で活発に行われており、長い歴史を持つまちづくり推進会議や生涯学習推進会など、その活動は誇れるものです。ただ、計画で示したように、課題があることは間違いありません。これから、人口減少や自治体の広域化により、急激な社会情勢の変化などが考えられるため、活動が活発な今だからこそ、あらためて今の活動を見つめ直し、柔軟で、持続可能なまちづくり活動について考えなければいけない時が来ています。地区にお住まいのみなさんにも、改めてご自分の住んでいる地区の活動について考えるきっかけになるのではないかと考えます。

第2節 計画の位置づけ

Q8：この計画は、富士市の他の計画と、どのように関連していますか？

A8：この計画は、「第五次富士市総合計画」を基本的な計画とする個別の計画として位置づけています。また、富士市の行政経営全般にわたり変革を進める計画である「第2次富士市行政経営プラン」の基本方針を軸に、行政と地域コミュニティとのかかわり方、協働のあり方について、基本的な指針と具体的な方策を示しています。

「第五次富士市総合計画」では、基本計画の第7章「都市経営（市民と創る新たなまち）」第1節「市民主役都市」の中で、めざす姿を「市民力、地域力を活かした市民主体のまち」とし、基本方針で「地域組織の育成や活動への支援などに努め、地域コミュニティの充実と活性化を図ります。」としています。

第3節 計画の策定体制

Q9：まちづくり活動活性化懇話会で、計画内容について検討を行ったとのことですが、その説明は十分だったのでしょうか？今、まちづくり活動を頑張っている多くの市民からは、意見を聴いたのでしょうか？また、各地区団体には、どれくらい説明をしましたか？

A9：懇話会は、大学の教授や専門家の有識者、町内会連合会や生涯学習推進会などの地区団体の代表者、事業者やNPOの代表者が関わりました。また、町内会連合会や生涯学習推進会連合会の各地区の会長が集まる会議で、計画の内容について中間報告を行い、ご意見を伺いました。しかし、その他の地区団体のみなさんへは、十分な説明を行ってきたとはいえません。地区説明会において、各地区団体のみなさんのご意見を伺うとともに、分からない点については、まちづくり課やまちづくりセンターにお問い合わせいただき、いろいろな団体のみなさんに、計画に対しての理解を深めていただきたいと思います。

Q10：地区説明を開催したとき、地区はどのような反応を示したのでしょうか？

A10：市内26地区、各地区の活動の状況や抱える課題はいろいろあるため、それぞれの地区ごとに様々な反応がありました。まちづくり活動の主体は、地区住民のみなさんですので、今後も計画の内容を丁寧に説明して、市とみなさんが同じ認識を持った上で、各地区の状況に合った形の協議会を導入して行ってほしいと考えています。

Q11：富士市まちづくり活動活性化懇話会で各種団体から意見を聞いたとのことですが、委員の選考に問題はなかったのでしょうか？実際にまちづくり活動を行っている団体は、どれくらいいたのでしょうか？

A11：富士市まちづくり活動推進計画は、様々な視点で、今後の富士市のまちづくり活動の将来像を検討しました。委員の選考については、多方面にわたる委員を選びました。有識者2名、関係団体6名（町内会連合会、生涯学習推進会、民生児童委員協議会、子ども会、青年会議所、NPO協議会）、市民公募2名の合計10名です。それぞれの分野で、計画の策定について、ご意見をいただきました。また、その審議の内容については、富士市のウェブサイトに記載させていただいております。

Q12：市役所の中で、他の課との連携は取れていますか？地区のいろいろな団体が関連する部署とは話ができていますか？

A12：この計画を推進していくにあたり、市役所の中でも、関係する25課で構成する「まちづくり活動推進計画庁内推進委員会」を立ち上げ、計画の推進について、各課で調整をしています。

Q13:この計画を作るにあたって、なぜもっと地域に入って、地域の声を聞き、計画に反映させなかったのでしょうか？地域の実情を反映していない計画のように思えます。

A13:富士市まちづくり活動推進計画を策定するにあたり、各種調査を行い、市民の皆様の声をお聞きしております。(以下、〈参考〉を参照)
しかし、各地区への説明は、計画策定後の平成24年度から行っており、地区のみなさんの声を汲み取れたとは言い切れません。地区説明会での計画に対するご意見を聴き、計画の推進について、取り入れるべきものは取り入れていきたいと考えています。

〈参考〉

・世論調査

調査名：第37回世論調査

調査内容：「富士市の将来」・「自治会・地域コミュニティ活動」について

調査対象：富士市在住の満20歳以上の男女

標本数：3,000人

調査方法：郵送調査

調査期間：平成20年6月13日～6月27日

回収結果：回収数 1,795人

有効回収数 1,791人

・地区団体役員アンケート

調査名：地区まちづくり活動実態調査

調査期間：平成21年9月1日～平成21年9月30日

調査対象：町内会（区）長、生涯学習推進会（会長、副会長、部長）、まちづくり推進会議構成団体代表者（交通安全協会、交通安全指導員、地域安全推進員、福祉推進会、民生委員児童委員協議会、小中学校PTA、子ども会、花の会、女性ネットワーク（女性の会）、健康推進員、保護司会、悠容クラブ、放課後児童クラブ運営委員会、消防団、体育指導員、青少年指導員、緑化指導員、男女共同参画推進員 ほか）

調査表回収数：399名（1地区平均15.3件）

・市民ワークショップ

開催日：

第1回 平成22年7月31日（土）

平成22年8月1日（日）

第2回 平成22年10月2日（土）

平成22年10月3日（日）

参加者：地域のカこぶ up ふじワクワクまちづくり塾 2009、2010 参加者

市民公募による参加者、地区団体代表者 合計 72 名

意見数：第1回 414 件、第2回 411 件 合計 825 件

第4節 用語の定義

Q14：この計画の対象は、「地区」を単位としたまちづくり活動とのことですが、町内会・区を単位とした、小さい範囲を対象とした活動も大切だと考えます。その方向性についてはどのように考えますか？

A14：富士市内には、おおむね小学校区を単位とした26地区の中に、386の町内会・区が組織されています。冠婚葬祭や氏神の管理などの伝統行事、または日常の清掃活動など、より日常生活に密着した活動が行われています。長い歴史もあり、市や県とは直接関係のない活動も行われているため、その自主性を尊重するために、この計画の対象としていませんが、地区委員制度など、市と関係する部分もあるので、課題が出た時に検討していきたいと思います。

★第5章 基本計画 について★

第1節 活動実施体制

① 活動実施体制全般

Q15：どのような地区の将来像を目指しているのでしょうか？。

A15：新しい『まちづくり協議会』では、部会制を取り入れることを提案しています。具体的には、地区のまちづくり活動を全体的に総括し、計画的に推進していく「総務・企画部門」と、実際の事業を実施する「活動・実行部門」に分けて、地区全体の活動を調整できる組織体制とします。活動・実行部門では、地区の特性や状況に応じて、部会を構成し、その部会を通じて、各種地区団体が横の連携を取りながら関係を深め、情報を共有しながら、まちづくり活動を実施します。

Q16：新しいまちづくり組織に再編すると、今のまちづくり推進会議はどうなりますか？

A16：今のまちづくり推進会議は、設立してから30年が経過し、その組織の構成や事業の内容は、それぞれの地区の状況に合わせて様々です。ただ、どの地区においても、いろいろな地区団体の役員が参画していただいているので、新しいまちづくり組織は、今のまちづくり推進会議が母体となり、発展的に「まちづくり協議会」へ移行していくものと考えています。この計画を説明し、新しい組織について議論していただくのも、まちづくり推進会議の場だと思っています。

Q17：新しいまちづくり組織について、すでに取り組んでいる市はありますか？あるとすれば、新しい組織を作った効果はありましたか？

A17：国の総務省で設置した「新しいコミュニティのあり方研究会」の報告書で示されているコミュニティのモデルを参考にしています。また、福岡県北九州市でも、部会制を取り入れたまちづくり組織や包括的な補助金制度を導入しており、それも参考にしました。制度を導入するメリット・デメリットについても、北九州市を参考にしています。

Q18：新しいまちづくり組織に移行していくのに、2年間という期間だと短いのではないのでしょうか？

A18：新しい組織に移行するための準備期間を、最初は1年で考えていました。しかし、急な移行が難しいため、地区で十分に考えるための時間が必要だという意見を、計画を作る際にいただきました。その意見を参考にさせていただき、まちづくり協議会に移行する準備期間を、平成24・25年度の2年間としました。

Q19：新しいまちづくり組織に移行したときには、多くの地区団体は、その組織に統合されて、廃止されてしまうのですか？

A19：新しいまちづくり組織を導入する目的は、今まで、行政の縦系列で結ばれていた各種団体を、今回提示させていただいた部会制を通じて、横の連携を強めていただくことが目的です。当面地区団体を整理統合し、廃止することは考えていません。団体間の連携が強まることにより、今までそれぞれの団体が行っていた事業（講演会や会議など）が一つにまとまって大きな事業を実施することができたりと、効果的なまちづくり活動を推進することができます。新しいまちづくり組織の導入後、効果を検証し、地区団体の整理統合の機運が出てくれば、その時点で、検討することになります。

Q20：今のまちづくり推進会議には長い歴史があるので、新しい組織を作ること
で、地区が混乱してしまうのではないのでしょうか？

A20：地区に混乱を招かないよう、準備期間を平成 24・25 年度の 2 年間と
しました。これから、どのように組織を作るのかということについて、
地区の皆様には話し合いをしていただきたいと思います。その議論の中
では、まち作り課及びまちづくりセンターがサポートしていきます。

Q21：新しいまちづくり組織における市議会議員の位置づけはどうなっていま
すか？

A21：今のまちづくり推進会議でも、市議会議員のみなさんには、顧問や相談
役という立場で、まちづくり活動に参画していただいている地区が多い
と思います。新しいまちづくり組織でも、議員のみなさんが、直接意思・
決定に関わるのではなく、顧問や相談役などという位置づけで、参加し
ていただくような形が想定されます。

Q22：市長行政懇談会を、新しいまちづくり組織と行政・市役所の関係の中に、
正式に位置づけることは検討しないのでしょうか？

A22：現在の市長行政懇談会は、各地区のまちづくり推進会議が主催し、市長
に出席を求めて、各地区の抱える課題について、自由に意見交換をする
場となっており、全 26 地区全てで実施しています。行政上は、正式に
位置づけされていませんが、市長が出席していますので、そこで話し合
われたことは、行政の運営の参考となっています。行政システムの中に
正式に位置づけると、かえって堅苦しいものなり、自由な意見交換がで
きなくなる可能性もありますので、この計画の中では特に触れていま
せん。今後必要があれば、検討したいと考えています。

Q23：新しい組織に平成24年度、平成25年度の2年間をかけて移行することですが、2年間で立ち上げられなかった場合はどうなるのでしょうか？

A23：平成24年度、平成25年度の2年間で、地区の中で新しいまちづくり組織について話し合い、立ち上げを進めていただきますが、その際には、まちづくり課及びまちづくりセンターの職員が事務局としてサポートしていきます。今の段階では、2年間をかけ、今のまちづくり推進会議の役員の方などが中心となり、地区の中で話し合いを重ね、よりよい体制作りを前向きに検討してほしいと考えます。

Q24：まずは、組織を立ち上げ、包括的な補助金はその後になるようですが、組織とお金は同時に行わなければいけないのではないのでしょうか？

A24：各地区団体の連携、協力関係を強化し、地区が一体となったまちづくり活動を推進するために、まちづくり推進会議の役割、機能を改めて見直し、各地区団体の関係、役割分担を体系化するために、新しいまちづくり組織の再編を促進します。まずは、地区の課題解決に向けて、効果的、効率的に事業実施を行う体制づくり及び、包括的な補助金を受け入れる体制作りを行っていただいたうえで、包括的な補助金の交付を検討していきます。

Q25：新しいまちづくり組織は、計画の概念図で示されたものとまったく同じものを作らなければいけませんか？各地区の状況は様々なので、この組織とまったく同じものを作るのは難しいと思います。

A25：各地区の人口、活動の内容、地区団体など、地区の特性や状況が様々あることは認識しております。その上で今回、新しい組織の概念図を、目指すべき地区像として提示しました。今後は、地区内で、この概念図に近づける組織を目指し、話し合っていたいただきたいと思います。

Q26：今ある組織を残したまま、更に新しい組織を作ると、屋上屋を重ねることにならないでしょうか。一度、今の組織を解消した方がいいのではないのでしょうか？

A26：新しいまちづくり組織は、現在のまちづくり推進会議を発展的に、新しい組織に移行する形でイメージしていただきたいと思います。今回のまちづくり協議会は、各地区団体の連携・協力関係を強化し、各地区団体が、新しい組織の部会制の中で、話し合いを重ね、効果的な事業を実施することを目的としています。事業を実施していく中で、同じような目的を持って事業を実施している団体が、自主的に統合していくことは考えられます。

Q27：新しいまちづくり組織の再編や包括的補助金制度の導入について、モデル地区を指定して取り組んだ方がいいのではないのでしょうか？

A27：26 地区それぞれに、事業の内容や運営方法、抱える課題に違いがありますが、全ての地区で、まちづくり推進会議、生涯学習推進会が組織され、町内会の加入率も約 90%と、活発なまちづくり活動が展開されています。そのため、各地区とも、新しいまちづくり組織への移行が可能な地域力が十分にあると考えています。地区間の連携、情報交換を図りながら、足並みを揃えて、新しい組織への移行を検討していただきたいと考えています。

Q28：組織の再編や包括的な補助金を導入する手順を、もう少し詳しく説明してください。

A28：まず、新しいまちづくり組織を立ち上げ、地区の団体同士の連携を強化する体制づくりを2年間かけて進めます。その次の段階では、地区別行動計画の策定を推進します。計画的に事業を実施できる体制づくりができた段階で、包括的な補助金制度を導入する予定です。地区住民の皆様十分に説明し、段階的に、着実に推進していきたいと考えています。

Q29：5年間というのは、時間がかかりすぎるのでは。活発なまちづくり活動を行っており、すぐに導入できる地区もあるのではないのでしょうか？

A29：この計画では、「社会情勢の変化にも対応できる、持続可能なまちづくり活動の体制作り」を目的としています。今後もゆるぎないまちづくり活動を行うことができるよう、市内26地区すべてが、足並みを揃えて、新しい体制に移行するために、時間をかけて、着実に推進していきたいと考えています。

Q30：今の組織のままでまちづくり活動を推進した方がよいと地区で判断した場合、まちづくり協議会に移行しなくてもいいのでしょうか？

A30：今回のまちづくり協議会への移行は、現在のまちづくり推進会議の組織の問題点や課題を整理したうえで、地区の団体同士の連携協力関係を強化するために部会制を導入するなど、地区全体がまとまってまちづくり活動を推進するために、今のまちづくり推進会議を発展的に移行する、まちづくり協議会を設立することを提案したものです。今のまちづくり活動が活発に行われるということだけでなく、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくりを検討してもらいたいと考えています。

Q31：これだけの大きい組織になると、ボランティアではやりきれないのでは。

A31：まちづくり協議会は、民主的な話し合いによって、会の運営が行われ、事務が特定の人にかたよらないように調整を行ってほしいと思います。活動・実行部門の各部会についても、現在ある各地区団体の役員のみなさんに参画していただき、地区の課題解決に向けた事業の取り組みとともに、同じ目的を持った事業のスリム化などを検討してほしいと考えています。事務局については、当面はまちづくりセンターの職員が担いますが、地区のみなさん自身が行うことが望ましいため、将来的には事務局の人件費を含めた、運営費に対する補助制度について検討します。

Q32：行政の支援とは、具体的にどのようなものですか？

A32：平成24年、平成25年の2年間で、現在のまちづくり推進会議から発展的にまちづくり協議会に移行するにあたり、規約のモデル案の提示などを行うとともに、まちづくりセンターは、各所管課・各部門とのパイプ役となり、連絡、調整を行います

地区別行動計画の策定では、アドバイザーの派遣など、行動計画策定のための支援を検討します。また、包括的な補助金制度を導入し、各地区の特性、課題に応じた柔軟なまちづくり活動が促進されるよう、補助金制度の制度設計を検討します。

今後についても、この計画に関する地区説明会を重ねるとともに、まちづくり課及びまちづくりセンター職員が、地区の皆様の疑問点に対応していきます。

Q33：以前、コミュニティ推進会を立ち上げた広見地区が、推進会を立ち上げてから解散するまでの経過や理由はどのようなものですか？

A33：広見地区コミュニティ推進会は、

- ・昭和53年7月 広見地区が静岡県よりコミュニティ活動推進地区に指定
- ・昭和55年3月 2年間のモデル期間終了
- ・昭和55年4月 広見地区コミュニティ推進会発足
- ・平成16年3月 広見地区コミュニティ推進会解散

という経緯があります。

広見コミュニティの解散の理由はいろいろとあると思いますが、県の補助金の打ち切りや一部の町内会が脱退したことなどにより解散したと伺っています。

② 町内会の問題

Q34：新しい組織における町内会は、どのような役割を担いますか？

A34：市内には、386の町内会（区）が組織されています。冠婚葬祭、氏神の管理などの伝統行事、日ごろの清掃活動など、日常生活に密着した活動が行われています。今の町内会の加入率は、約90%と、富士市のコミュニティ活動を支える、基本となる組織です。新しいまちづくり組織の中での位置づけは、各地区の状況に合わせて考えてほしいと思いますが、町内会（区）長が総務・企画部門や活動・実行部門に参加したり、まちづくり協議会への資金提供、人材提供などの重要な役割を担っていただきたいと考えています。

なお、この計画では、主に小学校区の地区を単位とした活動を対象としているので、町内会（区）そのものの活動や、町内会（区）から市に対する要望などについては、今までと変わりません。

② 生涯学習推進会の問題

Q35：生涯学習推進会と重なる部分が多いようですが、今後、生涯学習推進会は解散するのでしょうか？

A35：生涯学習推進会では、すでに部会制を取り入れ、広い範囲でのまちづくり活動を、熱心に展開していただいています。そのため、新しいまちづくり組織でも中心となって活躍していただくこととなりますが、今の時点で生涯学習推進会を解散することは考えていません。今後、役員のみなさんとの話し合いを重ねて、新しい組織の中での役割分担や関係を検討し、モデル案なども示していきたいと思います。

Q36：体育祭や文化祭は、まちづくり協議会の事業となりますか？それとも、包括的補助金を受けたまちづくり協議会が、生涯学習推進会に補助金を出し、外郭団体として行う事業なのですか？
部会の中で、体育祭や文化祭はどのような位置づけになるのでしょうか？

A36：活動実行部門の各部会で体育祭、文化祭などの事業を行う形になると思います。包括的な補助金も、まちづくり協議会に一括で補助するので、民主的な話し合いの中で、配分を考えていただき、各部会、各事業に補助金が配分されることとなります。

Q37：今は、体育祭や文化祭の補助金が生涯学習推進会に交付されていますが、包括的な補助金に移行した際には、まちづくり協議会に交付され、生涯学習推進会の収入となりません。また、生涯学習の各部会が、まちづくり協議会の各部会と重なり、まちづくり協議会の各部会の構成員となるのでは。各団体を統廃合しないといっているが、実質的に、生涯学習推進会は、まちづくり協議会に統合されるのでしょうか。全国に誇れる組織がなくなってしまうことに対して、富士市はそれでよとするのでしょうか。

A37：本計画は、各地区団体の連携協力関係の強化を目的としております。各団体を統廃合することは考えておりません。生涯学習推進会の各専門部会をもとに、まちづくり協議会の各部会が組織されますが、その活動実行部門では、生涯学習推進会が中心的な役割を担うことが考えられます。包括的な補助金に関しては、今後制度設計をしてみたいと思いますが、生涯学習推進会の事業は、体育祭や文化祭のみではないと考えております。各種事業に関しては、まちづくり協議会が行うもの、生涯学習推進会が行うものなど、事業内容を整理していただき、効率よく事業実施ができる体制作りをご検討いただきたいと考えております。

Q38：富士市生涯学習推進会連合会に交付されている補助金は、各地区の生涯学習推進会に運営事業補助金として配分されていますが、それも包括的補助金に含まれるのでしょうか？この補助金が包括的な補助金として交付されると、各地区の生涯学習推進会は運営できなくなってしまいます。

A38：今、富士市生涯学習推進会に交付している補助金は、各地区生涯学習推進会の運営補助金になります。現段階では、各地区生涯学習推進会は活発に活動をしており、今後、まちづくり推進会議が、まちづくり協議会に移行された後も、生涯学習推進会が各地区協議会の各部会で中心的な役割を担うことが考えられますので、現段階で、富士市生涯学習推進会に交付している補助金については、包括的補助金に移行することは考えていません。

Q39：まちづくり協議会の各部会に、生涯学習推進会の各専門部会が割り振られ、各地区団体も各部会に割り振られるという活動のイメージがよく分からないので、詳しく教えてください。

A39：生涯学習推進会をはじめ、各地区団体が、各部会に所属するイメージになるとと思いますが、各部会で行われる活動内容について、それぞれの団体が、連携・協力して、活動を行っていくことになると思います。

③ 福祉推進会の問題

Q40：まちづくり協議会の福祉部会と福祉推進会の関係はどうなりますか？

A40：今回提案した部会制の中で、活動実行部門の福祉部会は、地区福祉活動を実施することを主な活動内容としております。今の福祉推進会の活動内容とほぼ同じ内容になると思われるので、地区福祉推進会が、そのまま福祉部会になると考えていただいてよいかと思います。

今後、社会福祉協議会及び市役所福祉部福祉総務課とも連携しながら、詳しく検討していきます。

④ 地区団体全般の問題

Q41：地区にはとても多くの団体があり、それらは行政によって立ち上がったものや、地区によって立ち上げられたものというように、もともとの成り立ちはさまざまです。それらが集まって同じテーブルの上で話し合いをするのは難しいのではないのでしょうか？

A41：各地区団体の所管課で構成された庁内検討委員会で、地区団体の現状について洗い出しを行いました。各地区団体の運営状況、活動内容は、それぞれの特性に合わせて様々であり、1 つとして同じものはないことは確かで、一律の取り扱いはできないと思います。市役所以外の団体との関係がある団体や、国や県などの上位団体があるもの、また、消防団などの、小学校区を基本とする地区と活動のエリアが一致しないものなど様々です。それぞれの団体は今までどおりの活動をしながら、地区を単位とした活動にも積極的に参画するよう検討してほしいと考えています。今回提案した、部会制の導入を通じて、同じ目的で活動している各種団体が、同じ部会に所属していただき、今まで、行政との縦の組織に繋がっていた団体が、横の連携を図っていただき、地区の課題解決に向けて、活動をしていただければと考えております。行政側でも、庁内推進委員会や、各地区団体の役員のみなさんと個別に十分な協議をし、計画を推進していきたいと考えています。

Q42：地区の団体には市の連合組織や、他の上部団体（縦のつながり）があるものもあります。それぞれの地区で部会に入るとなると、指示系統が二重になりますが、問題はないのでしょうか？

A42：新しいまちづくり組織は、各地区団体の連携を強化し、十分に情報交換を行うことで、効率的、効果的にまちづくり活動を推進することが目的なので、個々の団体の活動を制限するものではありません。各地区団体の連合組織でも、各地区の状況を尊重し、柔軟な組織運営や事業展開をするきっかけになるのではないかと考えます。

⑤ 部会制に関する問題

Q43：＜部会構成案及び活動内容についての、各種具体的な説明についての質問＞

A43：この計画で示している部会の構成や活動の内容は、あくまで例示です。実際には、各地区の特性や抱える課題は様々なので、地区の中でよく話し合い、それぞれの地区の状況に合った形で考えてほしいと思います。提示している案は基本となりますが、まちづくり課、及び地区の実情がわかっている各地区のまちづくりセンターがしっかり相談にのり、サポートしていきます。

Q44：平成24年度に防災危機管理課によって地区防災会議を各地区において開催するけれど、さらにまちづくり協議会の中に、防災部会を立ち上げなければいけないのでしょうか？

A44：東日本大震災を受けて、富士市の防災対策も見直しを進めています。各地区においても、24年度から、地区防災会議を各地区で開催すると聞いています。今のまちづくり推進会議を、発展的に、新しいまちづくり組織に移行した際には、地区防災会議が、まちづくり協議会の防災部会に当てはめられると思います。

Q45：総務企画部門と活動実行部門という2つの大きな部門は、どのように関連し合うのでしょうか？

A45：この計画では、地区のまちづくり活動を全体的に統括し、計画的に推進していく「総務・企画部門」と、実際の事業を実施する「活動・実行部門」という2つの部門を提案しました。具体的には、総務・企画部門では、地区の将来像に基づき、地区別行動計画の策定や、各事業の予算提示を活動・実行部門に提示します。また活動・実行部門は各地区で活動している地区団体などと連携・協力関係を強化し、さまざまなまちづく

り活動を実施します。このように、総務・企画部門と活動・実行部門は
お互いが連携を図りながら、地区まちづくり活動を行っていきます。

⑥ まちづくり協議会会長に関する問題

Q46：まちづくり協議会を運営する上では、会長が全体の状況を把握しなければいけないと思いますが、会長の権限が大きくなると、会長の考え一つで、包括的補助金が配分されたり、まちづくり活動が運営され、独断的になるのではないのでしょうか？また、仕事の量が増えて、引き受ける人がなくなるのでは？

A46：包括的な補助金の配分は、各部会の事業計画に基づき、総務企画部門で話し合い、協議して決めることとなります。地区の沢山の人が関わり、知恵を出し合って、より良い方法を民主的な運営方法により、決めていただく体制づくりが重要だと思っています。

Q47：会長に対する報酬はありますか？また、誰が会長になるべきですか？

A47：現在のまちづくり推進会議の役員のみなさんは、ボランティアでまちづくり活動を行っていただいています。同じようにまちづくり協議会の役員のみなさんに対しても、行政からの報酬は考えていません。しかし、各地区の自主財源の中で、会長などの役員に対する報酬を独自に設けることについては、役員の負担などを考慮した上で、検討することは可能だと思っています。

会長職の人選については、現在のまちづくり推進会議の会長も各地区さまざまであり、それぞれの地区の実情に応じて、選出されています。まちづくり協議会の会長職の人選についても、地区の実情に合わせて、人選してほしいと考えています。

⑦ 会計に関する問題

Q48：会計が適正に行われているか、監査を行ったりその体制を整備しなければいけないと思いますが、具体的にどのようにすればいいのでしょうか？

A48：インターネットを活用した情報公開や会計の透明化、外部委員による監査など、他市ですでに取り入れているものを調査・検討して、各地区に情報提供していきたいと考えています。

Q49：包括的な補助金を受けることになると、多額の現金を扱うことになり、ボランティアで会計を担うのは大変だと思います。たとえば、まちづくりセンターが、会計を担うことは可能でしょうか？

A49：まちづくり協議会の活動に必要なお金は、地区住民から集める会費や市から交付される補助金などが元手になると思います。今後、まちづくり協議会の運営を進める中で、お金の管理の方法など、役員のみなさんが話し合い、ルールを決めていただくことが大切になります。総務省の「コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会」が「コミュニティ団体運営の手引き」を発刊していますが、その中に、コミュニティ団体の運営とお金の管理について、実務的な手法の記載がありますので、それらを参考にしながら、会計をいっていただきたいと考えています。会計の担当者については、地区の中にお住まいの会計士、会社での経理担当経験者、地区団体での経理担当経験者が望ましいと考えています。会計を務めるにあたっては、まちづくりセンターも適切なアドバイスを行い、支援をしていきます。

⑧ 事務局に関する問題

Q50：まちづくり協議会の事務局は、今後もまちづくりセンターが担うのでしょうか？

A50：今のまちづくり推進会議と同じく、まちづくりセンターがまちづくり協議会の事務局となり、運営をサポートしていきます。ただ、まちづくり活動の主体は、あくまで地区住民のみなさんなので、新しいまちづくり組織の運営や、包括的補助金の活用が浸透し、運営が軌道に乗った段階で、事務局を地区住民のみなさん自らが担えるよう、運営費の補助制度などについて検討したいと考えています。

⑨ 地区別行動計画

Q51：地区別行動計画の作成を地区住民に任せていいのでしょうか？住民に負担がかかってしまうのではないのでしょうか？

A51：地区別行動計画は、第五次総合計画の「地区住民の描く地区の将来像」を具体化するものです。新しいまちづくり組織で、地区団体同士でよく話し合い、事業を調整しながら、計画を立てて、効率的、効果的に事業を行っていくための行動計画です。計画の策定にあたっては、まちづくりセンターや職員地区担当班がサポートしていく予定です。

Q52：計画の中で、伝統、文化、祭りというものに触れられていないが、これについても取り組むべきではないのでしょうか？

A52：まちづくり協議会への移行とともに、地区別行動計画の策定を提案しました。この地区別行動計画の中で、各地区の伝統、文化、その他お祭りなど、地区の状況に合った計画を策定していただき、活動実行部門の各部会で地区別行動計画に基づいて活動することにより、地区の伝統や文化の継承につなげてほしいと思います。

⑩ 包括的な補助金制度

Q53：現在、各地区団体に交付されたり、事業の内容ごとに交付されていた補助金を、包括的な補助金として一括して交付し、用途を自由にすると、これまで行政が政策的に実施をお願いしていた活動が、地区の判断で全く実施されなくなるというケースも出てくるのではないのでしょうか？

A53：各地区に補助金を交付し、政策的に推進している事業が多くあることは承知しています。包括的な補助金制度を導入すると、使い方や事業の実施が、全て地区の裁量に委ねられるということではありません。流用可能な範囲に制限を設けるなどして、事業実施を担保する必要があると考えます。また、初めからすべての事業を包括的な補助金制度に統合することも考えていません。制度の効果を検証しながら、市役所の所管課とも協議を重ね、慎重に、かつ、段階的に導入していくことを考えています。

Q54：組織ができて、お金がなければ事業を実施できないのではないのでしょうか？

A54：全ての補助金を最初から包括的な補助金として交付するわけではなく、段階的に、包括的補助金に組み込むことを検討しています。地域課題の発掘・課題解決に向けた事業を効果的、効率的に行うために、地区別行動計画を策定していただき、その計画に基づいた事業を行っていただくことになるとおもいます。その中では、各部会で話し合いが行われ、各地区団体が拠出金を支出するなど、効果的な事業運営を行って頂きたいと思えます。

Q55：包括的補助金が導入されて大きな事業を行うと、地区からの歳出は増えていきます。その増える部分を町内会が負担することについては納得ができません。

A55：今後、まちづくり推進会議が発展的に、まちづくり協議会に移行した後、地区の将来像を見据えた中で、地区別行動計画を策定していただきます。その地区別行動計画に基づき、各種事業を行っていただきますが、新たな事業を組み込むと現在よりも事業費が増えることになることも予想されますが、この計画で提案した部会制を導入することで、同じ目的で活動している各地区団体が、同じ部会に所属し、各地区団体間の情報共有を図り、同種の事業を一本化したり、各地区団体が少しずつ金銭負担を行うなど、負担軽減を図りながら、組織が大きくなったスケールメリットを活かしていただき、より充実した地区まちづくり活動を行っていただきたいと考えております。

Q56：まちづくり協議会に移行できなくても、包括的な補助金は受け取れるのでしょうか？

A56：包括的な補助金は、一度に多額の補助金が地区に交付されることとなります。補助金の受け皿となる組織体制がしっかり作られていないと難しいため、まちづくり協議会への移行が前提となります。

Q57：包括的な補助金の規模はどれくらいですか？担当課は？地区の規模によって、補助金の規模は変わりますか？包括的な補助金制度にすることで、全体の補助金が減らされるのではないのでしょうか？包括的な補助金の全体像が見えません。

A57：包括的な補助金制度については、平成26年度に導入できるよう、どの補助金を包括的な補助金に移行するのかなど、これから詳しい内容を検討していきます。

包括的な補助金制度を導入する目的は、新しい制度へ移行した補助対象事業費を他の事業との間で流用できるようにすることです。それにより、各地区の特性や課題に応じた柔軟なまちづくり活動を促進することができ、決して補助金を減らすためではありません。

しかし、大手企業の撤退や、少子高齢化が進むことにより社会保障費が増えることも予想され、将来にわたって、同程度の補助金額を維持することは、包括的な補助金制度を導入するかどうかに関わらず、難しいものと認識しています。

Q58：包括的な補助金を導入したら、地区はどのように予算を要求するのでしょうか？地区の中ではその予算をどのように執行して、予算の配分はどのようになりますか？

A58：包括的な補助金については、各まちづくり協議会の役員会・理事会が市に補助金を申請し、交付された補助金は、役員会・理事会における話し合いなどにより、各事業にどれくらい配分するかを決めます。活動実行部門では、配分された予算に基づいて、さまざまなまちづくり事業を実行します。

⑪ 地域コミュニティを推進する条例の制定

Q59：コミュニティを推進する条例で、まちづくり協議会を位置づけてしまうと、各地区の自由なまちづくり活動が制限されてしまって、地区の特色が出せなくなるのではないのでしょうか？

A59：地区のまちづくり活動の組織や役割について条例化する取り組みは、多くの自治体で行われています。条例の内容については、これから検討していきますが、行政と協働してまちづくりを推進するパートナーとして、行政と地域コミュニティそれぞれの役割・機能を理念的に示したいと考えています。

第2節 ひとづくり

Q60：役員のなり手がいなくて困っています。平成24年度から地区人材育成事業というものを始めたようだけれど、具体的にはどのような内容のものを行いますか？

A60：平成24年度から、ブロック単位での地区人材育成事業を行います。会場は、地区まちづくり活動の拠点であるまちづくりセンターを中心とし、地区の状況に合った内容を実施していく予定です。具体的な講座の内容としては、まちづくりに関する研修会・講演会の開催、地域文化の発掘・振興のための講演会の開催、その他まちづくりに関する各種研修会などです。講座の企画・運営については、地区の実情に合わせたものにするため、「地域の力こぶ up いじワクワクまちづくり塾」の受講生をはじめ、地区役員の方に相談、協力等のお願いを、まちづくりセンターからさせていただくこともあるかと思いますが、その際にはご協力よろしくお願ひします。

Q61：市の職員のまちづくり活動への参加が少ないようですが、まちづくり活動は市の職員に引っぱってほしいと思います。

A61：市民と行政（市）がひとつになったまちづくりを進めることが重要であり、市の職員は、まちづくり協力員として、まちづくり地区担当班というものを編成し、基本的にボランティアとして参加しています。地区のまちづくり活動を支援し、行政職員としての専門知識を活かして助言するという本来の目的が果たせるよう、地区担当班の役割を整理し、他の市の状況なども調査しながら再検討していきます。

また、職員地区担当班以外に、子供会、PTA、生涯学習推進会など、地区住民の一人として参加している職員も多くいますが、この計画の地区説明会を行う中で、「市の職員には、もっと積極的に地区活動やボランティア活動に参加してほしい」などのご意見をいただきました。

平成24年8月には、富士市の全職員に対して「市職員の地区活動への積極的な参画について」という事務連絡文書を配布しました。内容は、市と各地区の実情や課題を職員が共有し、施政全般に活かすとともに、地域力の向上を図るため、地区活動に対して積極的な参加を促すものです。

今後も、よりいっそう地区まちづくり活動に参加するよう、職員に対して呼びかけを行っていきます。

本来は、地区まちづくり活動は、市の職員に限らず、できることをできるだけ、より多くの地区住民の方が、輻輳的に地区まちづくり活動に参画することにより、多くの方が地区に関心を持ち、活発なまちづくり活動が行われることになるとと思います。

Q62：平成24年度から始まった地区人材育成事業だけでは、地区役員の人材不足を解消できないし、リーダーシップを発揮できる人材を育成することはできないのではないのでしょうか？将来的な人材不足を解消するためにも、若い世代の人材育成を図った方がいいと思います。

A62：平成24年度から行う地区人材育成事業については、これがすぐに地区役員の人材不足の解消につながるものではないと考えていますが、まちづくり活動の拠点である地区まちづくりセンターを会場とし、講座の内容を各地区の状況にあったものにするなど、より多くの方にまちづくり活動に関心を持っていただき、それが将来的な人材不足解消に繋がればと考えています。

また、各地区まちづくりセンターでは、まちづくりセンターの主催講座として、様々な講座を開催しております。それらの講座においても、受講者が実際のまちづくり活動に参加できるように意識し、講座内容を工夫していきます。

第3節 活動の場・連携

Q63：まちづくりセンターは利用できる時間に限りがあるので、まちづくりセンター以外に地区で使える部屋がほしいです。

A63：今は、まちづくりセンター以外に地区の部屋を設けることは考えていません。地区のまちづくりセンターは、第3日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く、8時30分から21時まで開館しています。まちづくりセンターは、地区のまちづくり活動の拠点として、各地区団体のみなさんに幅広くご利用いただいております。また今後、まちづくりセンターを改築することがあった場合には、そのような活動の場を作ることも、考えていきたいと思っています。

Q64：ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）の活用も大切だと思いますが、まちづくり活動を進めていく上では、人と人のふれあいや結びつき、絆が一番大切ではないでしょうか？

A64：まちづくり活動の基本は、人と人のふれあいや結びつき、絆であり、その交流の場や活動の拠点がまちづくりセンターであると思っています。ただ、「時間がない」「情報を得られない」などの理由で、まちづくり活動に興味があっても参加できないでいる住民の方も多いと思います。そのような方が、まちづくり活動の情報を手に入れたり、情報交換する場、ツールとして、インターネットなどのICTは、とても有効なものであると考えています。

Q65：まちづくり活動はボランティア精神に支えられていると思うので、コミュニティビジネスを推進すること（利益を得ること）に、違和感や、拒否反応を示す人が出て、活動に支障が出るのではないのでしょうか？

A65：コミュニティビジネスとは、ビジネスの手法を用いて、地域の課題を解決していく手法です。ビジネスとして完全に成立するのであれば、民間企業が担当することになります。ビジネスとしては完全に成立しないが、部分的にビジネスの手法を用いることで、まちづくり活動を持続的なものにするのができたり、より効果が発揮できる分野では、地区団体やNPOが主体となって、コミュニティビジネスを導入していく必要があると考えます。コミュニティビジネスにおいても、特に人材、マンパワーの部分ではボランティア精神が欠かせないと考えます。

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
活動実施体制（組織について）	事務局は行政が担ってほしい。	・当面はまちづくりセンターが事務局を担う。 ・事務局のあり方について今後検討	○	
	条例を制定すると、活動しにくくなる。	・今後先進事例等を参考にどのような条例が良いのか検討	○	
	上部団体がある地区団体との連携はどうなるのか。	・今後、所管課、及び団体と個別に調整の必要有	○	
	社会福祉協議会等に話を通していいのか。	・今後、所管課、及び団体と個別に調整の必要有	○	
	個別の団体との調整はしているか。	・今後、所管課、及び団体と個別に調整の必要有	○	
	会長の役割はどのようなものか。報酬は。誰が会長になるのか。	・規約(案)の中で役職等の役割について参考例を提示予定 ・まちづくり協議会設立に向けた地区での話し合いの中で会長他の役割を検討	○	○
	部長の役割はどのようなものか。	・規約(案)の中で役職等の役割について参考例を提示予定 ・まちづくり協議会設立に向けた地区での話し合いの中で会長他の役割を検討	○	○
	生涯学習推進会の役員はどうなるのか。	・生涯学習推進会とまちづくり協議会との関係性を整理 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定	○	○
	具体的に何をしたら良いのかわからない。	・まちづくり協議会設立に向けて参考になるような資料を提示予定		○
	誰が中心となって進めるのか。	・各地区の主要団体の代表等を中心に検討 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定		○
	現在の各種団体はどうなるのかわかりづらい。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が部門構成、部会構成を検討 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定		○
	部会の活動イメージは。各部にはどのような団体が参画するのか。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が部会構成を検討 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定		○
	福祉系の団体を福祉部会にまとめるのか。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が部会構成を検討 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定		○
	役員会、理事会の構成は。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が構成を検討 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定		○
	まちづくり協議会と町内会の関係はどうなるか。	・町内会はまちづくり協議会への資金及び人材の提供をする。 ・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、現在のあり方を検討		○
町内会長は、総務企画部門と活動実行部門の両方に参画するのか。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、部門構成を検討		○	

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
活動実施体制（組織について）	各地区団体に同じ方向を向けと言われても無理。調整をどう取るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会設立のむけて、地区団体同士が連携協力し、検討を重ねる。 ・地区へ検討材料となるようなモデル案の提示予定 		○
	まつりをどのように位置づけるのか。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が実情に応じて検討		○
	文化・伝統といったものに触れられていない。	・まちづくり協議会設立の話し合いの中で、地区が実情に応じて検討		○
	交番や、消防団など地区のエリアと一致しない団体活動は。	・概ね小学校区を活動の範囲とする地区まちづくり活動を対象にした取組のため、エリアの違う活動については、今後、連携の可能性を所管課等と検討	○	
	専門職でなければ務まらない。	・現時点では、まちづくりセンターが事務局を担うため、専門職の必要性は低い。		○
	事務局をNPOにすべきなのか。	・現時点では、まちづくりセンターが事務局を担う。将来的に検討の余地有。		○
	あまりに大きな組織ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域コミュニティをつつていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。 ・組織の大きさ等の構成についても地区が主体的に検討 		○
	2年間で組織を作る意味は。無理があるのではないか。	・現時点では2年間の期間で地区が主体となって検討する方針		○
	生涯学習推進会の位置づけは。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の統廃合は目的にしている。 ・持続可能な地域コミュニティをつつていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。 ・将来的に地区側から組織の統合という提案があれば個別に対応 		○
	既存の団体がそのままだと負担感が増す。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の統廃合は目的にしている。 ・持続可能な地域コミュニティをつつていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的 ・将来的に地区から組織の統合という提案があれば個別に対応 		○
	市から委嘱されていない団体も統合の対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の統廃合は目的にしている。 ・地区を活動範囲とする団体はまちづくり協議会の参画団体であることが望ましい。 		○
	組織一本化の意図は。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の統廃合は目的にしている。 ・持続可能な地域コミュニティをつつていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。 ・将来的に地区から組織の統合という提案があれば個別に対応 		○

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
活動実施体制（組織について）	まちづくり推進会議の下に町内会と生涯学習推進会をぶら下げれば良いのでは。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で活動する多くの団体の参画による連携協力体制の確立が重要 ・持続可能な地域コミュニティをつくっていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的 ・将来的に地区から組織の統合という提案があれば個別に対応 		○
	役員の数は減るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織設立時には役員が増えることも予想される。⇒組織設立に向けて助成金を検討 ・持続可能な地域コミュニティをつくっていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。これにより、役員の負担の軽減に繋がる可能性はある。 		○
	仕事が増えるだけではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織設立時には仕事が増えることも予想される。 ・持続可能な地域コミュニティをつくっていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。これにより、事業のスリム化が図られ、仕事が減っていく可能性がある。 		○
	全ての団体を解体し、新たな組織にするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の団体の統廃合は目的にしている。 ・持続可能な地域コミュニティをつくっていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的。 ・将来的に地区から組織の統合という提案があれば個別に対応 		○
	26地区同じ組織を作るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織形態については、地区の実情に応じて地区が検討 		○
	企画部門と活動部門を分けることで軋轢を生まないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な事業展開、透明性の高い組織運営のために総務企画部門、地区団体の連携を促し、事業提案を行うために活動実行部門を設定 ・構成については、地区の実情に応じて地区が検討 		○
	補助金を一本化すると担当課はどこになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後具体的な補助金制度について検討 ・補助金申請書類の受理、及び補助金の交付等の窓口は、まちづくり課に一本化する予定。事業の予算査定や申請書類の審査等はこれまでどおり事業担当課で行なう方向で各課と検討 	○	
	各団体の予算を統合しないが良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後具体的な補助金制度について検討 ・既存の団体の統廃合は目的にしているため、個別の団体の資金は変わらず。 ・持続可能な地域コミュニティをつくっていくため、団体間のヨコの連携を強めることが目的 	○	
	民生委員は国からの活動費が出ているので、一括化は無理	<ul style="list-style-type: none"> ・今後具体的な補助金制度について検討 ・現時点では、上部組織がある団体や、個人に支出されている報償費については包括化の対象外。あくまで、事業費補助金の包括化による団体間の連携・協力体制の促進が目的。 	○	
	団体間で活動及び報酬などに差があるが。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後具体的な補助金制度について検討 ・現時点では、団体の運営費や個人への報酬については対象外。あくまで、事業費補助金の包括化による団体間の連携・協力体制の促進が目的。 	○	

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
活動実施体制 (活動資金について)	地区団体にどのくらいの補助金が出ているのか明示すべき。	・今後、所管課と協議を重ねる中で確認していく。	○	
	地区の規模で補助額が変わるのか。	・基本的には、現行の個別補助金を束ねた形の補助金制度のため、補助額の変動は生じない。	○	
	あまりに大きな組織ではないか。お金も必要になる。	・今後組織設立に向けた話し合いを進めていくための、助成金制度の設定を検討	○	
	会計の事務量が膨大になる。	・現時点では、まちづくりセンターが事務局を担うため、地区の負担は変わらない。	○	○
	予算要求、執行、配分に地区はどう取組むのか。	・活動実行部門の事業提案や予算要求に基づいて、総務企画部門が予算執行や予算配分を行う。		○
	声の大きい団体が予算を多く取ることにならないか。	・民主的な話し合いの中で、資金の配分が行われる透明性の高い組織が必要		○
	地区の会費はどうなるのか。	・地区の個別の会費は対象外。		○
	若い人をターゲットにした人材育成をすべき。	・市主催の講座、地区主催の講座等、効果的なひとづくり事業について検討	○	○
	ひとづくりの啓蒙活動が必要ではないか。	・市主催の講座、地区主催の講座等、効果的なひとづくり事業について検討	○	○
	まちづくりの専門部で若い世代を育成し、身体で覚えてもらうべき。	・地区活動からの人材発掘を支援できるような、ひとづくり講座について検討	○	○
活動の連携・	計画の人材育成ではなり手不足は解消しない。	・地区活動からの人材発掘を支援できるような、ひとづくり講座について検討	○	○
	市職員に牽引してもらいたい。積極的に参加してもらいたい。	・まちづくり地区担当班制度の見直し等、職員が地区活動に積極的に参加できる仕組みを人事課と検討していく。	○	
	事務局をNPOにすべきなのか。	・今後NPOとの連携についても検討していく。		○
	センター以外にも活動拠点が欲しい。	・まちづくり協議会の活動拠点はあくまでまちづくりセンター。		○
設計・画その他全般の	第五次富士市総合計画を上位計画としている。具体的には、基本計画第7章第1節「市民主役都市」の中の目指す姿と、基本方針で示されている。			

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
	行政内部の調整は取れているのか。	・計画の推進にあたっては庁内推進委員会の中で情報共有・協議を重ねる。		
	行政の支援はどのようなことをするのか。	・具体的な方策に基づき、行政からの支援策を個別に検討していく。		
	地区説明会の意見を踏まえ、計画修正するのか。	・基本指針の方向性から外れるような修正は難しいが、個別の方策については、地区の意見等を伺う中で、修正の必要が生じた際にはその都度検討を行う。		
	予算はどの程度確保できるのか。	・現時点で明確な数字を出すことは困難。		
	全国の事例を示してほしい。	・9/21シンポジウムで、大阪府豊中市・北九州市の事例を報告		
	計画に対する意見は、文書で提出すれば、回答はもらえるか。	・計画に対する意見、提案は、まちづくり課・まちづくりセンターで随時受け付けらる。		
計 画 全 般 ・ そ の 他	地区の将来像が見えない。更なる活性化のイメージは、活性化につながるのか。	・具体的な将来像や活性化に向けた取組を地区の話し合いの中で導き出し、行動計画につなげていく。		
	この計画の真の目的は、メリットは何か。	・現在の社会背景や今後想定される課題にも柔軟に対応できる、足腰の強い地域コミュニティづくりに、活発な活動が行われている今から取組んでいく。		
	町内会から市への要望事項はどうなるか。	・単位町内会(区)から市への要望については、これまでと変更はない。		
	ブロックごとモデル地区を設けられないか。	・モデル地区の導入は考えていない。 ・まちづくり協議会の立ち上げには2年間という期間を設けている。		
	懇話会をもっとしっかりとやりやって計画策定をしてほしい。	・平成22～23年の2年間で「富士市まちづくり活動活性化懇話会」を計7回開催してきた。計画は策定済みであるため、計画推進にあたっては、地区の声を活かした形で進めていく。		
	新しい組織は必須的なものか、やらなくてもよいか。	・2年間の間に、今のまちづくり推進会議を各地区団体間の連携・協力関係が取れるように、少しでもバージョンアップした組織にしていくことを提案している。		
	何故今変える必要があるのか。	・現在の社会背景や今後想定される課題にも柔軟に対応できる、足腰の強い地域コミュニティづくりに、活発な活動が行われている今から取組んでいく。		

富士市まちづくり活動推進計画地区説明会における意見と今後の方向性整理表

項目	指摘事項	今後の方向性	対応策の検討	
			庁内	地区
計画全般・その他	行政からの押し付けではないか。	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも、主体は地区住民であり、将来の地域コミュニティに関する行政からの提案 		
	事前に計画の説明が無かった。平成23年11月の議会報告以降、説明が無かった。	<ul style="list-style-type: none"> 世論調査、ワークシヨップ、アンケート等での市民意見を踏まえ、まちづくり活動活性化懇話会で検討を重ねて計画を策定したが、実際に市内26地区を回り、直接地区団体から意見を聞く場を設けてこなかった。平成23年11月以降、ハブコメントで広く市民から意見を集め、これを踏まえた上で、計画の策定に至った。計画は策定済みであるため、計画推進にあたっては、地区の声を活かした形で進めていく。 		
	地域の声を反映させて計画策定したのか。	<ul style="list-style-type: none"> 世論調査、ワークシヨップ、アンケート等での市民意見を踏まえ、まちづくり活動活性化懇話会で検討を重ねて計画を策定したが、実際に市内26地区を回るため、計画推進にあたっては、地区の声を活かした形で進めていく。 		
	町内会を変えていこうとするのか。	<ul style="list-style-type: none"> この計画は概ね小学校区を活動範囲とする地域コミュニティに関するもので、単位町内会の活動を対象としていない。 		
	まちづくり協議会は市の下請け組織か。	<ul style="list-style-type: none"> 行政の仕事地域に下ろすのではなく、地区のことを、地区住民が自らの課題として捉え、地区の中で考えていく仕組みを提案している。 		